（案）

三河港港湾計画書

－　軽易な変更　－

平成 30 年 3 月

三河港港湾管理者
愛　知　県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・ 平成２３年　３月　第３２回愛知県地方港湾審議会
・ 平成２３年　４月　交通政策審議会第４１回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

・ 平成２６年１０月　第３６回愛知県地方港湾審議会
・ 平成２７年　２月　第３７回愛知県地方港湾審議会
・ 平成２８年　５月　第３８回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目　　　次

変更理由　・・・　1

港湾施設の規模及び配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

１　公共埠頭計画　・・・　2

２　水域施設計画　・・・　2

その他重要事項　・・・　3

１　大規模地震対策施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

変更理由

　船舶の大型化に対応し、効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、田原地区において、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

１　公共埠頭計画

１－１　田原地区

金属くずや木材チップ等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画を変更する。

水深１０ｍ　　岸壁２バース　延長３４０ｍ［既定計画の変更計画］
水深４．５ｍ　岸壁１バース　延長６０ｍ［既定計画の変更計画］
埠頭用地　１５ｈａ（荷さばき施設用地及び保管施設用地）（既設）

（既定計画
水深７．５ｍ　岸壁１バース　延長１３０ｍ
水深５．５ｍ　岸壁３バース　延長２７０ｍ）

２　水域施設計画

公共埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画を変更する。

２－１　泊地

田原地区
水深１０ｍ　　面積１３ｈａ　［既定計画の変更計画］
水深７．５ｍ　面積２６ｈａ　［既定計画の変更計画］
水深４．５ｍ　［既設の変更計画］

（既定計画
水深７．５ｍ　面積３７ｈａ）

その他重要事項

１　大規模地震対策施設

（１）緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

田原地区

水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長１７０ｍ［既定計画の変更計画］

（既定計画
水深７．５ｍ　岸壁１バース　延長１３０ｍ）

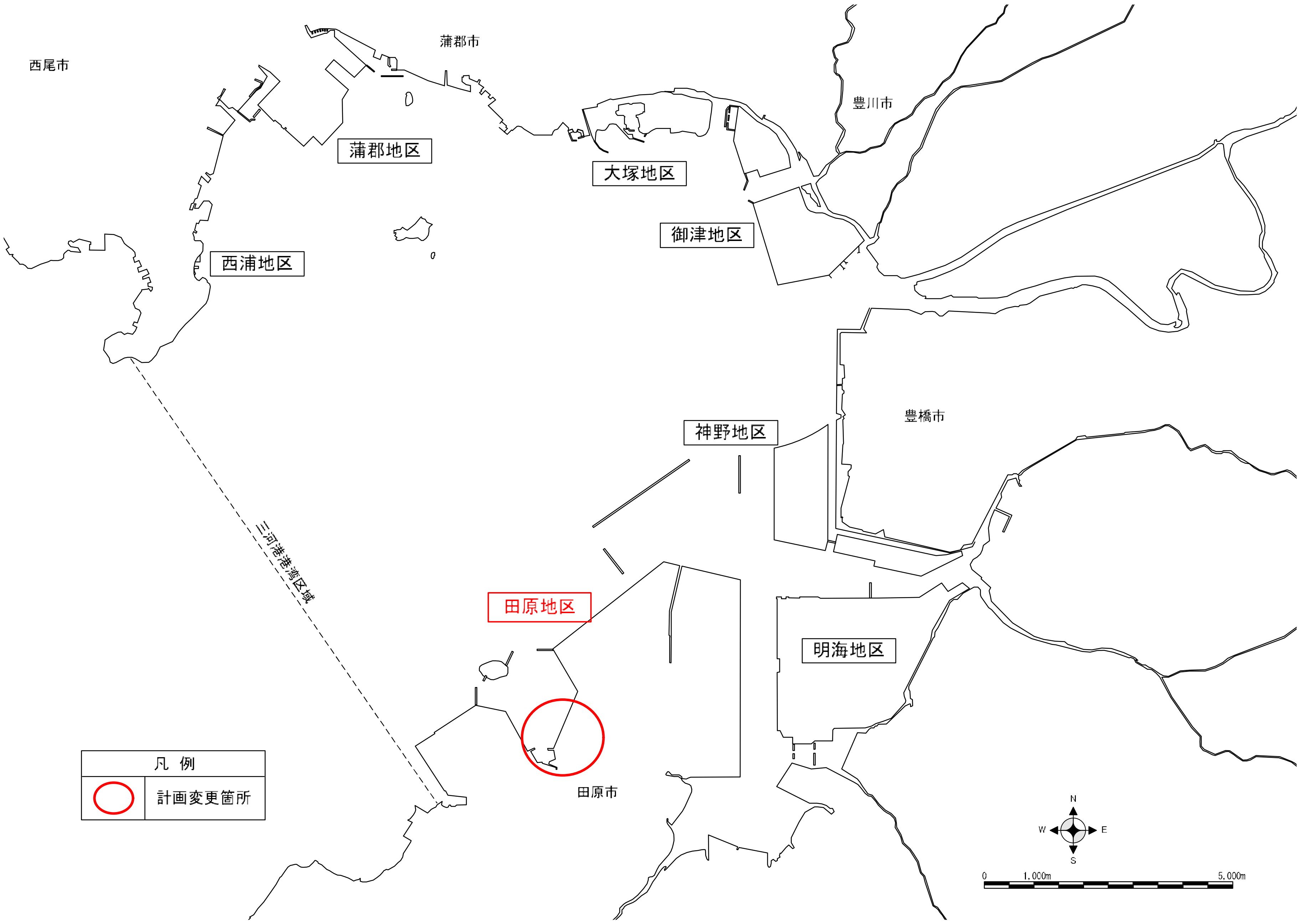
西尾市
蒲郡市
豊川市
蒲郡地区
大塚地区
御津地区
西浦地区
豊橋市
神野地区
田原地区
明海地区
三河港港湾区域
田原市
凡　例
計画変更箇所
N
W
E
S
0
1,000m
5,000m

三河港港湾計画位置図

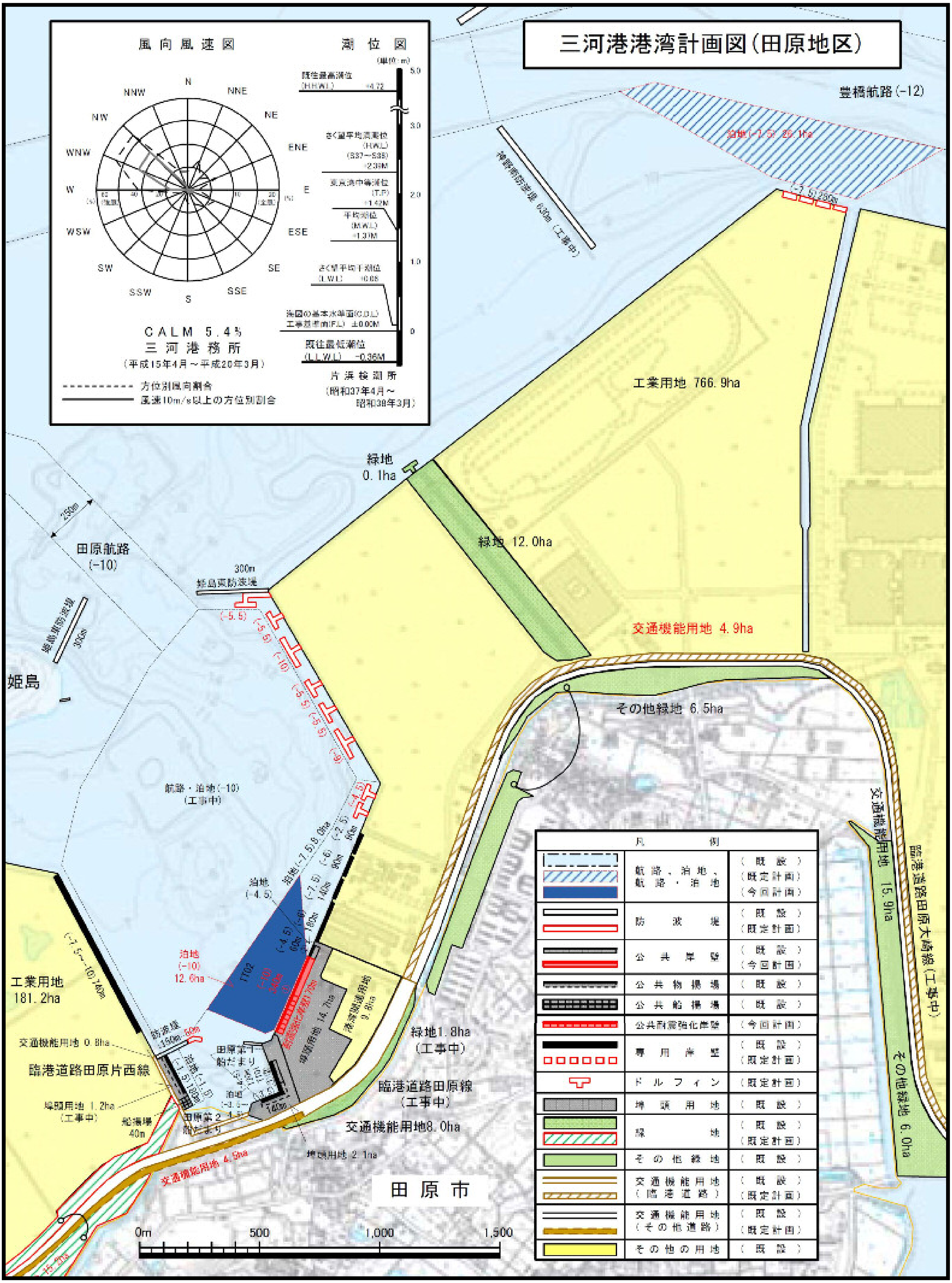
三河港港湾計画図（田原地区）
豊橋航路（-12）
風向風速図
潮位図
CALM 5.4％
三河港務所
（平成15年4月～平成20年3月）
方位別風向割合
風速10m/s以上の方位別割合
既往最高潮位
既往最低潮位
片浜検潮所
（昭和37年4月～昭和38年3月）
工業用地 766.9ha
緑地 0.1ha
緑地 12.0ha
田原航路（-10）
300m
姫島東防波堤
姫島
交通機能用地 4.9ha
その他緑地 6.5ha
航路・泊地（-10）
（工事中）
泊地（-4.5）
泊地（-10）
12.6ha
工業用地
181.2ha
交通機能用地 0.8ha
臨港道路田原片西線
埠頭用地 1.2ha
（工事中）
船揚場
40m
田原第1船だまり
田原第2船だまり
緑地1.8ha
（工事中）
臨港道路田原線
（工事中）
交通機能用地8.0ha
埠頭用地 2.1ha
交通機能用地 4.5ha
田原市
交通機能用地 15.9ha
臨港道路田原大崎線（工事中）
その他緑地 6.0ha
0m
500
1,000
1,500
凡例
航路、泊地、航路・泊地（既設）（既定計画）（今回計画）
防波堤（既設）（既定計画）
公共岸壁（既設）（今回計画）
公共物揚場（既設）
公共船揚場（既設）
公共耐震強化岸壁（今回計画）
専用岸壁（既設）（既定計画）
ドルフィン（既定計画）
埠頭用地（既設）
緑地（既設）（既定計画）
その他緑地（既設）
交通機能用地（臨港道路）（既設）（既定計画）
交通機能用地（その他道路）（既設）（既定計画）
その他の用地（既設）